

中央区告示第百七十七号

指定地域密着型サービス事業所を指定したので、介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第七十八条の十一第一号及び中央区指定地域密着型サービス事業所及び指定地域密着型介護予防サービス事業所の指定等に関する規則（平成十八年三月中央区規則第三十三号）第六条の規定に基づき公示します。

令和八年六月二十五日

中央区長 山本 泰



記

一	二	三	四	五	六	七	八	九
介護保険事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	申請者の名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	代表者の住所	指定年月日の種類	サービスの種類
〇八七三二〇〇三四九	グールーホームれんぎょう	茨城県笠間市安居三番地五二	医療法人社団正信会	茨城県小美玉市西郷地一四六二番地	金正出	茨城県小美玉市西郷地一四六二番地	令和八年六月一日	認知症対応型共同生活介護



中央区告示第百七十八号

中央区立敬老館の利用時間について、中央区立敬老館条例（昭和四十六年十月中央区条例第二十一号）第三条の二第二項の規定に基づき左記のとおり利用時間を延長します。

令和八年六月二十五日

中央区長 山本 泰



記



一 対象施設

中央区立桜川敬老館
中央区立浜町敬老館
中央区立勝どき敬老館

二 期間

令和八年七月一日から同年九月十三日まで

三 延長時間

午後五時から午後六時まで

市街地再開発組合の定款及び事業計画の変更認可に伴う関係図書の縦覧について

都市再開発法（昭和四十四年法律第三十八号）第三十八条第二項において準用する同法第十九条第一項の規定に基づき東京都知事から月島三丁目南地区市街地再開発組合の定款及び事業計画の変更が認可され関係図書の送付があったので、同法第三十八条第二項において準用する同法第十九条第四項の規定に基づき次の場所において公衆の縦覧に供します。

令和八年六月二十五日

中央区長 山本 泰 人

一 組合の名称 月島三丁目南地区市街地再開発組合



二 施行地区

(地番) 東京都中央区月島三丁目二千七百一番から二千七百十七番まで、二千八百一番から二千八百八番まで、二千八百九番一、二千八百九番二、二千八百十番から二千八百十六番まで、二千八百十七番一から三まで、二千八百十八番一から四まで、二千八百十九番、二千八百二十番一、二千八百二十一番一、二千八百二十一番二、二千八百二十二番一、二千八百二十二番二、二千八百二十三番、二千八百二十四番一から六まで、二千八百二十五番、二千八百二十六番、二千八百二十七番一、二千八百二十七番二、二千八百二十八番、二千九百一番一、二千九百一番二、二千九百二番から二千九百十八番まで、二千九百十九番一から六まで、二千九百二十番、二千九百二十一番、二千九百二十二番一から四まで、二千九百二十三番一から四まで、二千九百二十四番一から三まで、二千九百二十五番一から十一まで、二千九百二十六番から二千九百二十八番まで、三千一番一から三まで、三千二番から三千五番まで、三千六番一、三千六番二、三千七番一から三まで、三千八番から三千十番まで、三千十一番一、三千十一番二、三千十二番から三千十八番まで、三千十九番一から五まで

なお、施行地区となるべき区域内には、道路である公有地（補助線街路第百十号線の一部、特別区道中月第八百五号線の一部、特別区道中月第八百十号線の一部、特別区道中月第八百一十一号線の一部、特別区道中月第八百二十二号線の一部）を含む。

三 縦覧場所 東京都中央区築地一丁目一番一号
中央区都市整備部地域整備課（中央区役所本庁舎五階）

四 縦覧期間

都市再開発法第四十五条第六項の規定による組合の設立に係る認可の取消し、若しくは組合の解散の公告日
又は同法第百条第二項の規定による建築工事の完了の公告日まで

五 縦覧時間

午前九時から午後五時まで（閉庁日を除く。）